

陳情

水は消費者の期に於ては大衆生活の必需品化に極めて密着する類となす故に大衆生活の隅にまで及びべきであります。従来は一頃(十五匁)と四田五拾銭内外で氷差氷貯問屋へ卸し水問屋は之に若干の利益を配産料を加して一匁七拾銭内外で供給してゐたが過般福岡縣下の四十七の全製氷工場は工業組合組織に僅か日本製氷合同水産の二工場のみで製氷し他の四十五工場は悉く休転閉鎖して日本製氷合同水産より一頃五匁内外で配給を受け氷室へ最底九匁で供給してゐるが氷室一匁五拾銭内外(一匁)で卸し消費大衆は最底限度を見積りても従来約二倍以上の價格の氷を使わざるに至つたのであります。

この製氷業者の工業組合設立の裏面こそ是れ資本主義経済の破綻を暴露せるものであります。即ち個人主義的自由競争敎化に依つて福岡縣下の二年間の氷の需要額は約六万噸なるにも関わらず、縣下四十七工場は年額四十万噸の生産能力を有するに至り、その生産過剰は必然的共倒れの競争を惹起したものであります。製氷業者は悉く無統制無營業なる経営と競争の非を知らず工業組合を組織し生産の制限と價格の吊り上げを計り以て休転閉鎖した工場の投資に対する配当として合同水産日本製氷より供給される原價約二倍以上の價格を消費大衆に負担せしめ、休業工場を救済してゐるのみであります。かかる横暴なる資本家的トラストは盛夏を期して更に一頃十五匁内外に水價を吊り上げ且つ二三年後は一三の大資本家に依つて完全に独占企業化して消費大衆の負担を愈々加重せしめるは極めて明白であります。資本主義経済の無統制にして無責任なる自由競争に於て没落破産するのは製氷業者自体の責にして一切の責任は悉く製氷業者を負ふべきであります。然るにかかる件に就き法律上の制裁規定なきを尙負として價格を吊り上げ消費大衆の犠牲を以て当然没落破産すべき製氷業者を庇蔽救済するが如き要辭なる資本家的陰謀は社會正義の立場よりするところ國民経済の建前よりするところ許すべからざるものであります。

宜しと縣当局に於ては福岡縣製氷工業組合に対し監督官廳としての立場より当然破産没落すべき製氷業者を清算せしめ公正なる價格を樹立させ消費大衆本位に経営せしめるよう嚴重なる監督取締に御高配を乞ひたいと茲に社會大衆党福岡縣支部聯合會常任執行委員會の決議を以て謹んで陳情するものであります。

昭和九年五月七日

社會大衆党福岡縣支部聯合會常任執行委員會